

# ～社会全体で高齢社会対策を推進していくために～ “生涯現役社会”とは？

## ■高齢社会対策の基本理念（「高齢社会対策基本法第2条」より）

- ①国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会
- ②国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連携の精神に立脚して形成される社会
- ③国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会

高齢者自身がその蓄積された知識・経験を活かして、地域社会の「支え手」となり、健康で意欲を持ちながら生涯を送ることができる『生涯現役社会』

地縁や血縁にとらわれない新しい形のつながりも含め、地域の人々、友人、世代や性別を超えた人々との間の「顔の見える」助け合いにより行われる「互助」の再構築に向けた取組を推進

社会参加の機会の確保を推進し、高齢者の「居場所」と「出番」づくり

高齢者の意欲や能力を最大限活かすためにも、「支えが必要な人」という高齢者像の固定観念を変え、支える側に回ってもらう意識改革

自助、共助、公助の最適バランスに留意し、高齢者の自立を家族、国民相互の助け合いの仕組みを通じて支援

## 「生涯現役社会の実現に向けた就労のあり方に関する検討会報告書」より一部抜粋

高齢化に加え、少子化、核家族化が進む中で、これまで家族が担ってきた子育て、高齢者に対する生活支援、介護などについては、社会全体で支援していく必要性が高まってきている。そのような分野には、経験豊富な高齢者が活躍できる場が多く存在していると考えられることから、就労や社会参加をしたいという意欲と能力を持つ高齢者を社会資源とみなし、現役世代の補助的な役割を担い、社会の支え手として活躍してもらうことが望まれる。

さらに、高齢社会対策大綱（平成24年9月7日閣議決定）においても、基本的な考え方として「高齢者の意欲や能力を最大限活かすために、「支えが必要な人」という高齢者像の固定観念を変え、意欲と能力のある65歳以上の者には支える側に回ってもらうよう、国民の意識改革を図るものとする。」とされており、高齢者が支えられる側から支える側へと移行することの必要性が指摘されている。（～中略～）高齢者が定年等を理由に現役を引退した後も、就労等を通じて地域社会で「居場所」と「出番」を得られることや、高齢者自身がその蓄積された知識・経験を活かして、地域社会の「支え手」となり、健康で意欲を持ちながら生涯を送ることのできる『生涯現役社会』の実現にむけた就労・社会参加のあり方の基本的な考え方とそのための方策を提示する。